

奈良県公安委員会における個人情報の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

奈良県公安委員会

委員長 菊 池 武之祐

奈良県公安委員会規則第13号

奈良県公安委員会における個人情報の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

奈良県公安委員会における個人情報の取扱いに関する規則（令和5年3月奈良県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「保有個人情報に係る」を削る。

第4条第3号イ中「（以下「A3判」という。）」を削る。

別記様式第1号中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削り、「担当する課等」を「担当する主管課の名称等」に改める。

別記様式第2号中「保有個人情報に係る」を削る。

別記様式第4号及び別記様式第6号中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削り、「担当する課等」を「担当する主管課の名称等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年1月5日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の奈良県公安委員会における個人情報の取扱いに関する規則の様式により提出されている書類は、この規則による改正後の奈良県公安委員会における個人情報の取扱いに関する規則の様式により提出された書類とみなす。